

八尾市シティプロモーション推進ロゴマーク デザイン使用マニュアル





八尾市シティプロモーション推進ロゴマークについて

八尾市では、人口減少社会の中にあっても、若い世代も含めた多くの人が、住んでみたい、住み続けたいと思えるまちとなるための方策の一つとして、市内外へ八尾市の持つ魅力を積極的に発信する、シティプロモーションに取り組んでいます。

こうした中で、市制施行70周年に合わせ、この節目の年を迎えるにあたり、市民の皆さんとともに、今後の発展への願いを込め、八尾市の魅力を発信するためのロゴマークを作成しました。

ロゴマークのコンセプトについて

八尾のまちづくりは、まちを愛する市民のつながりや支えあいといった市民力、地域力を大きな原動力として進められてきました。

今後10年先、20年先の次代を担う世代へ繋げるべく、これまでも、これからも、多くの市民、地域団体や民間事業者など「人」の活躍によって支えられ、発展していく八尾市でありたい、という思いを込めたロゴマークとすることとしました。



ロゴマークの説明（ロゴ作成者の応募時の説明より）

八尾は河内音頭をはじめ、豊かな歴史遺産や伝統行事、四季を彩る自然、高度な技術力が結集されたものづくりなど、さまざまな地域資源の宝庫です。市制70周年を迎えられるのは、これまで八尾の市民や地域団体、民間事業者など「人」の活躍があったからこそです。「人」はまちづくりの要、財産、星です。そんな八尾を支えていただいている一人ひとりが、八尾のまちとともに輝き、発展していけるよう、そしてもっと八尾のまちを愛してもらえるよう願いを込めてロゴマークを作成しました。

「人」はまちづくりの要、財産、星というところから、ロゴマークは「人」という字をあしらった星型のキャラクターを中心に添えたデザインにしました。マークに動きをつけることで、まちの発展や八尾で活躍する人の元気さ・躍動感を表現しています。





権利の帰属

八尾市シティプロモーション推進ロゴマークについての一切の権利は、八尾市に帰属します。

ロゴマーク使用の原則

このロゴマークは、市による発刊物やホームページなどでの使用以外でも、営利目的・公益目的（非営利）に関わらず、住んでみたい、住み続けたいと思える八尾のまちにつながるような、本市の魅力向上や活性化に資する場合には使用を許可するものとし、市民のみなさまに積極的に使用していただきたいと考えています。

ロゴマークの使用について

このロゴマークを使用される場合は、八尾市へ使用許可の申請が必要です。別に定める八尾市シティプロモーション推進ロゴマーク使用取扱要領に基づき、使用許可を得ていただく必要があります。

使用の特例

次のいずれかに該当するときは、市の使用許可を得なくてもロゴマークを使用することができます。

- ・市が使用するとき
- ・市内の学校園等が教育の目的で使用するとき
- ・報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき
- ・個人で利用するとき
- ・その他、市長が適当と認めたとき



ロゴマークの使用に当たっての遵守事項

このロゴマークを使用し制作した制作物は商標登録することはできません。また、以下の項目に該当する（または、該当する可能性がある）場合は、ロゴマークを使用することはできません。

+ * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * *

- ・ 八尾市またはこのロゴマークの信用やイメージを傷つけるおそれがあると認められるとき
- ・ 法令、公序良俗に反する、または反するおそれがあるとき
- ・ 特定の政治、思想、宗教活動に使用し、または使用するおそれがあるとき
- ・ 特定の個人・団体・民族等への中傷や攻撃を助長する、第三者の利益を害するおそれがあるとき
- ・ 市が特定の個人・企業・団体、あるいは商品・サービス・活動等を支援・推奨・公認しているような誤解を招くおそれがあるとき
- ・ 特定の個人・団体のシンボルマーク、あるいは商標や意匠とするなど、独占的に利用されるおそれがあるとき
- ・ その他、市長がその使用について不適当と認めるとき

など

+ * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * * + * * * *



ロゴマークの使用に当たっての留意事項

ロゴマークの使用にあたっては、下記の点にご留意ください。

- ・ ロゴマークの使用によって問題・トラブルが生じた場合には、その利用者が速やかに対処する責任を負うものとし、八尾市は一切の責任を負いません。
- ・ 遵守事項に反した使用が認められた場合は、使用者に対して改善を求めることとし、それに応じない場合は使用許可を取り消します。
- ・ 使用許可は、八尾市が著作権を有する本ロゴマークを使用することを許可するものであり、使用許可を受けた者に何らかの権利が発生するものではありません。



デザインについて

このロゴマークのデザインについては、下記の通りとします。なお、色を変更することはできません。必ずこのマニュアルで示している色指定での使用となります。

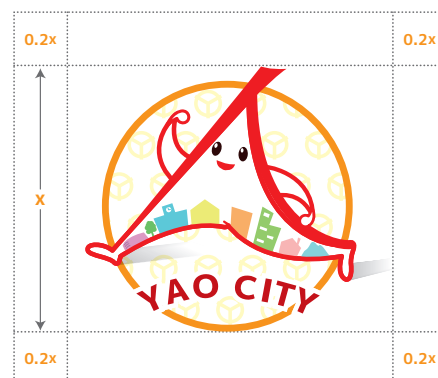
また、各デザイン等のデータについては、市からデータを提供することとなりますので、実際の使用にあたっては八尾市政策推進課へお問い合わせください。

1. 表示色／アイソレーション（保護エリア）

- ・表示色はフルカラー、グレースケール、モノクロ、黒下地、白抜きがあり、フルカラーのみ色指定としています。（ロゴ全バリエーション共通）
- ・また、アイソレーションは、原則ロゴを囲む短辺の0.2倍とします。（ロゴ全バリエーション共通）

◆フルカラーの表示色／アイソレーション（保護エリア）

| | | |
|---|---|---|
|  C0 / M50 / Y100 / K0
R243 / G152 / B0 |  C57 / M0 / Y15 / K0
R104 / G197 / B217 |  C44 / M0 / Y14 / K0
R149 / G211 / B222 |
|  C0 / M100 / Y100 / K0
R230 / G0 / B18 |  C9 / M0 / Y67 / K0
R241 / G237 / B109 |  C0 / M0 / Y30 / K0
R255 / G251 / B199 |
|  C0 / M100 / Y100 / K20
R199 / G0 / B11 |  C0 / M36 / Y66 / K0
R247 / G182 / B95 |  K100
R0 / G0 / B0 |
|  C10 / M47 / Y0 / K0
R225 / G159 / B197 |  C45 / M0 / Y76 / K0
R155 / G203 / B94 |  K30
R137 / G137 / B137 |
|  C60 / M0 / Y80 / K0
R108 / G187 / B90 |  C0 / M35 / Y18 / K0
R246 / G189 / B187 | |



◆バリエーション



【グレースケール】



【モノクロ】



【黒下地（白抜き）】



2. ロゴ基本形・展開形

◆ロゴ基本形

【基本】



【グレースケール】



【モノクロ】



【黒下地】



【白抜き】

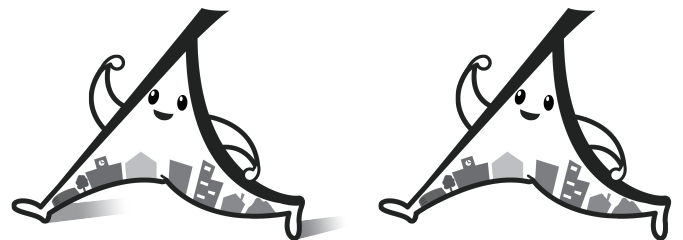


◆ロゴ展開形（中央デザイン単体）

【基本（影あり・影なし）】



【グレースケール（影あり・影なし）】



【モノクロ】



【黒下地】



【白抜き】





3. 使用禁止の事例



色の変更



形の変形



文言の変更



●●●店の△△
△はとっても良
いよ！！

特定の商品・企業を薦める様な表現



ロゴマークと他の文字等を重ねて表示

※これらは一例であり、ロゴマークのイメージやコンセプトを損なうことが
ないよう、正しい色、形、表示でご利用ください。

※使用にあたり、不明な点は八尾市政策推進課までお問い合わせください。



八尾市シティプロモーション推進ロゴマーク デザイン使用マニュアル（第2版）

制作：令和元年（2019年）6月 政策企画部 政策推進課